

保健所における手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第六十号

### 保健所における手数料に関する条例の一部を改正する条例

保健所における手数料に関する条例（昭和二十七年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。）別表に掲げる試験検査に相当する試験検査業務」を「ヒト免疫不全ウイルス等の試験検査に係る業務」に改め、「手数料」という。（「の下に」として、当該業務に該当する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより定める算定方法により算定した額の百分の八十に相当する額に百分の百五を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に試験検査業務の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。